

# 令和6年度



## 摂津市保育所等入所案内

この案内には、摂津市における給付認定申請、保育所等の利用申請に関する手続き、必要書類等について記載していますので、内容をよくご確認ください。

### ～もくじ～

1. はじめに確認していただきたいこと	P.1	13. 実費徴収にかかる補足給付事業	P.11
2. 入所選考の流れ	P.2	14. 幼児教育・保育の無償化	P.12
3. 障害児保育の支援について	P.3	15. 一時預かり	P.13
4. 保育所等を利用できる方	P.3	16. 特別保育の実施	P.13
5. 保育時間	P.4	17. 小規模保育事業等の連携施設	P.14
6. 申込み時の必要書類	P.5	18. 企業主導型保育事業の利用	P.14
7. マイナンバー（個人番号）の届出	P.7	19. その他	P.15
8. 産休・育休明け保育所等入所予約	P.8	20. 入所申込でよくあるご質問	P.15
9. 入所前の健康診断	P.8	21. 記入例	P.18
10. 退所及び保育の実施の解除	P.8	22. 保育施設一覧表	P.24
11. 令和6年度の保育料	P.9	23. 保育施設マップ	P.25
12. 給食費（食材料費）	P.11		

### 【お問い合わせ先】

〒566-8555 大阪府摂津市三島1丁目1番1号 摂津市役所新館6階  
摂津市教育委員会事務局 次世代育成部 こども教育課

電話：(06) 6383-1111 (大代表)  
(072) 638-0007 (代表)  
(06) 6383-1184 (直通)  
FAX：(06) 6319-1930



# 1. はじめに確認していただきたいこと

## ① 保育所等の見学について

入所を希望する保育施設で見学を行い、自宅からの距離や保育施設の雰囲気を確認することをおすすめします。日程調整は、直接保育施設へ連絡をお願いいたします。

## ② 入所申込について

- 申込書類に不足や不備がある場合は、申込みを受理できない場合があります。
- 希望月に入所できなかった場合は、次月以降に自動的に選考の対象となるため、改めて申込みをする必要はありません。ただし、年度ごとに申込みが必要です。
- 世帯構成や就労状況等に変更があった場合や申込みを取り下げの場合には、すみやかにこども教育課へご連絡ください。

## ③ 特別な支援を必要とするお子様について（「3. 障害児保育の支援について」をご確認ください。）

- 障がいや食物アレルギーのあるお子様や、医療的な配慮を必要とするお子様など、保育において支援が必要な場合には、申込前にこども教育課へ必ずご相談ください。

## ④ 入所について

- 保育の必要性（保育所等利用調整指数）が高い児童から順に入所の承諾をします。施設の空き状況等により入所できないことがありますので、あらかじめご承知ください。
- 入所は、やむをえない場合を除き、毎月1日付けて行います。
- 転園希望で入所申込を行った場合、入所承諾の連絡（4月入所選考の一次選考・二次選考を含みます。）を受けた時点で、入所中の保育施設の退園が決定となります。入所承諾を辞退しても原則として退園の決定を取り消すことはできません。また、月途中での転園はできませんので、ご注意ください。
- お子様の心身の状況等により、入園内定後でも入園できないことがありますので、あらかじめご承知ください。

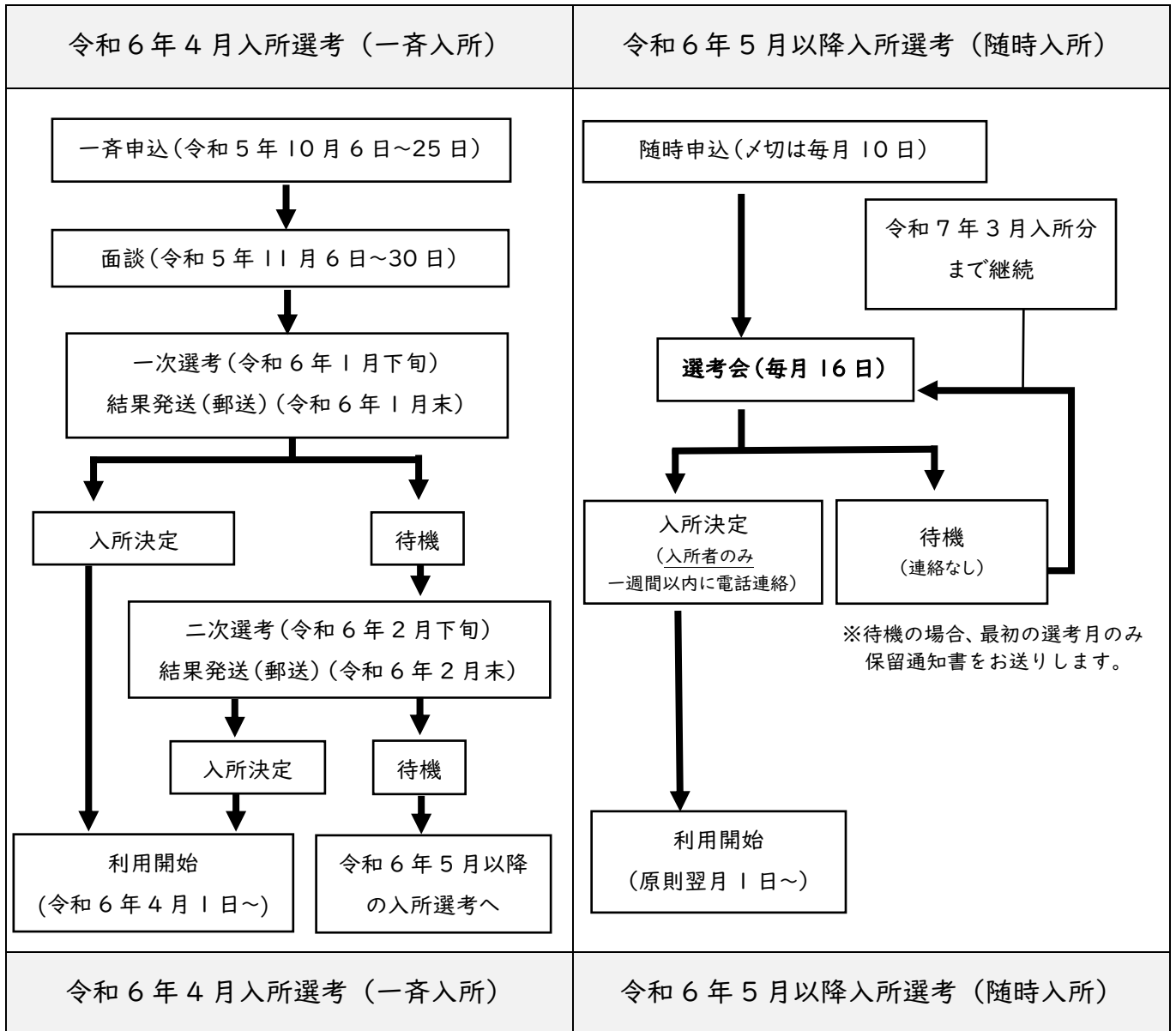
## ⑤ 育児休業取得中の方について

- 育児休業取得中の方で入所が決まった場合は、慣らし保育終了後（入所日から1か月以内）に職場へ復帰してください。
- 職場に復帰後、すみやかに「復職証明書」をこども教育課にご提出ください。

## ◆令和6年度の年齢別クラスについて

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和5年（2023年）4月2日～
1歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
2歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
3歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
4歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
5歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日

## 2. 入所選考の流れ



### 申込期限

上記期限必着

### 申込書類の取得方法

受付開始1か月前を目途に、市役所・各保育施設で配布しております。また、ホームページからダウンロードも可能です。

### 申込方法

電子申請・郵送・窓口申請のいずれか  
詳細は折込のチラシを必ずご確認ください。

入所希望月の前月10日（土日祝の場合は翌平日）

市役所こども教育課窓口で配布しております。  
また、ホームページからダウンロードも可能です。

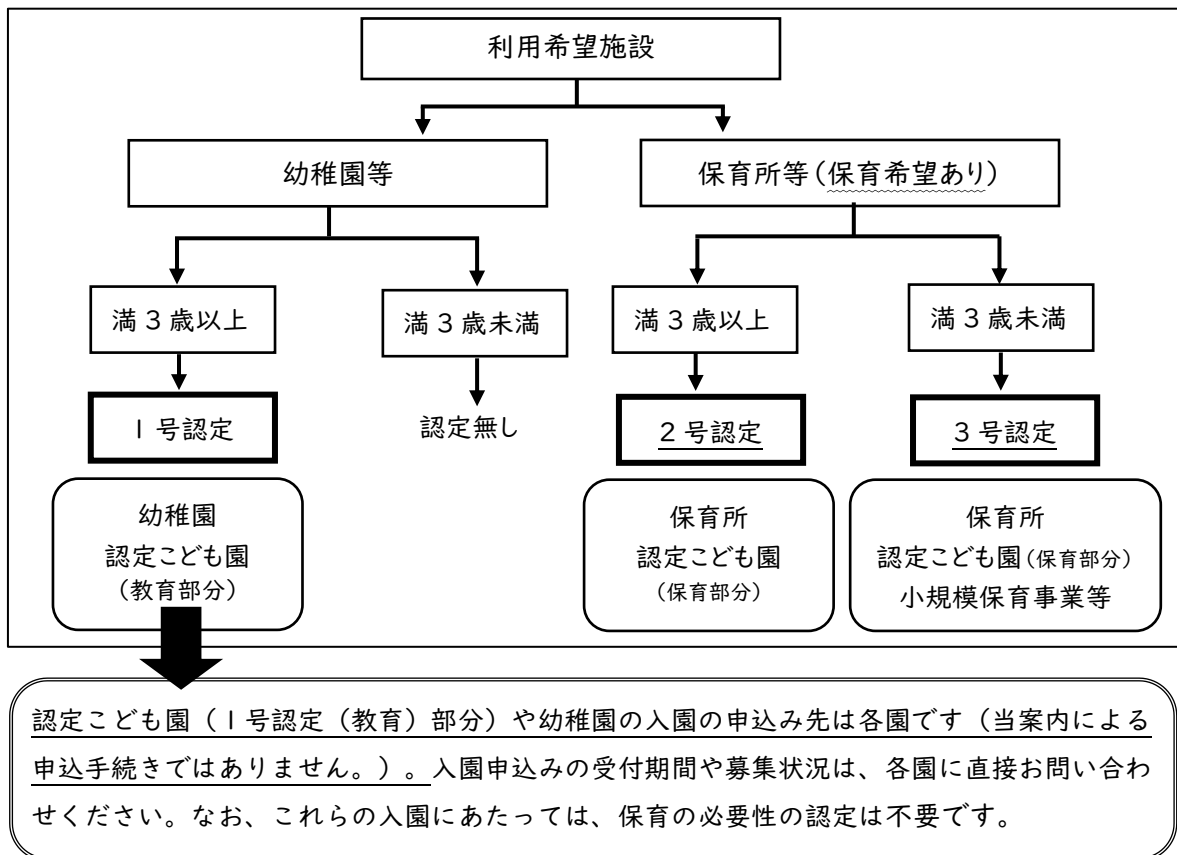
郵送・窓口申請のいずれか

- 入所申込の際は、必ずお子様の様子を見せていただき、健康状態等を伺う面談が必要です。4月入所では別途日程を設けますが、5月以降の随時入所の場合は、お子様同伴で申込みに来ていただき、面談もあわせて行います。なお、転園希望、小規模施設卒園児の場合は面談は不要です。
- 年度につき申込書類が1部必要です。これから令和5年度中の入所申込をされる方、育児休業の延長手続きが必要な方は、一斉受付の際に申込書類を2部提出してください（就労証明書等の証明書類・保育所等入所申込に関する確認・同意書は1部で結構です。）。

### 3. 障害児保育の支援について

- 障害のあるお子様や発達の課題のため、支援が必要なお子様1名又は2名につき、保育士を1名配置します。
- 障害児保育の希望は4月入所のみ受付が可能です。※入所枠：若干名  
(年度途中はご希望されても入所できません。)
- 入所にあたっては、発達検査の結果や医師又は関係機関による所見書などの書類が必要となります。

### 4. 保育所等を利用できる方



- 保育所・認定こども園（保育部分）等を利用できる方
  - 保育所・認定こども園（保育部分）等は保護者の就労、病気その他の理由により保育の必要性の認定を受けた場合に利用することができます。具体的には、下表のうち2号認定又は3号認定の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上で保育が必要な子ども	保育所、認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満で保育が必要な子ども	保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業等

- 保育所・認定こども園（保育部分）等は、「小学校入学準備のため」「集団に慣れるため」「友達を作るため」「教育のため」などの理由だけでは、利用できません。
- 市内の認可保育施設は、原則として、市内に居住し住民登録をしている児童に限り、利用することができます。

## 5. 保育時間

### ■ 保育必要時間について

- 2号認定又は3号認定には、下表のように保育必要時間の区分があり、それぞれの1日の最大利用時間が異なります。これらはあくまで最大の利用時間であり、実際の保育時間は、世帯ごとに必要とされる時間帯となります。具体的には、入所（園）時に各施設とご相談ください。

保育必要時間	1日最大利用時間	注意事項
保育標準時間認定	11時間	延長保育により最大時間を超えた利用も可能です。
保育短時間認定	8時間	延長保育の実施状況は保育施設により異なります。

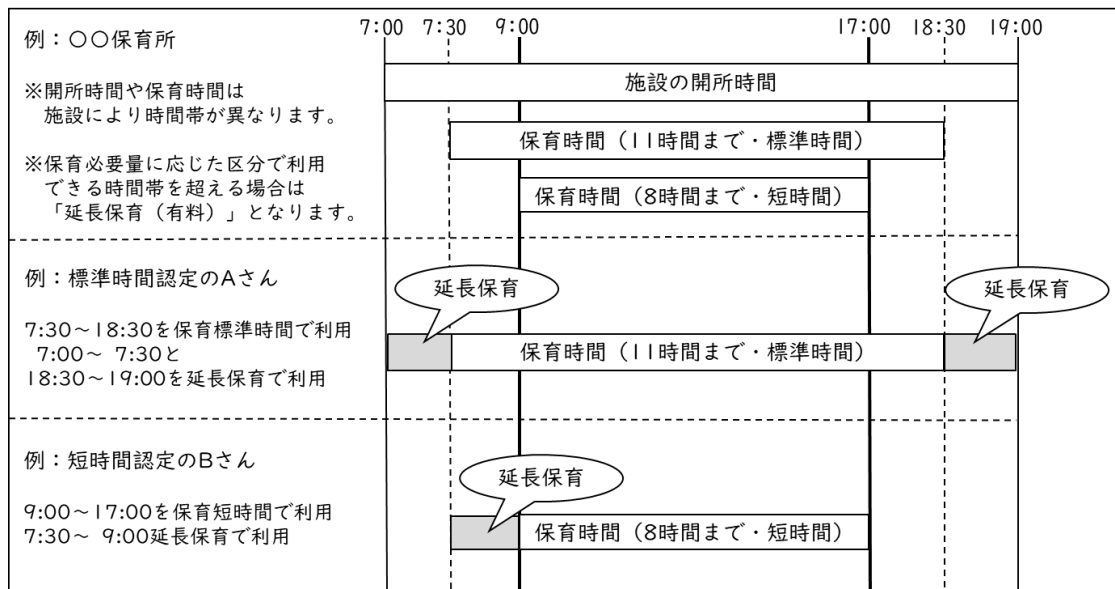
- 保育を必要とする事由によって、認定する保育必要時間が異なります。

標…保育標準時間認定 短…保育短時間認定

保育を必要とする事由	保育必要時間	有効期間
就労 月64時間以上120時間未満 月120時間以上	短※	小学校就学前までの範囲内
	標	
出産前後	標	出産前8週間、出産後8週間
保護者の傷病、心身の障がい（相当）	標	必要と認められる範囲内
同居親族の常時介護又は看護	標	
災害、風水害、火災などの復旧	標	
求職活動（起業準備含む）	短	
就学（月64時間以上。職業訓練含む）	就労に準ずる	保護者の卒業までの範囲内
育児休業中であるが既に施設を利用されている子どもについて継続利用が必要と判断される場合	短	育休に係る子どもが満1歳に達する日の月末。ただしやむを得ず育休を延長した場合はその子どもが2歳に達する日の月末。
その他、市長が認める場合	標 又は 短	必要と認められる範囲内

※短時間認定に該当する場合でも、通勤等で毎日延長保育料がかかると想定されるときは、就労が120時間未満でも、標準時間認定を行うことも可能です。

### ■ 保育時間のイメージ



## 6. 申込み時の必要書類

■ 次の①～⑥までの該当書類をそろえて申し込んでください。

No	必要書類	児童1名につき1枚	1世帯につき1枚
①	保育所等入所申込書（兼保育児童台帳）	○	×
②	子どものための教育・保育給付認定申請書	○	×
③	こどもの健康・育ち調査票	○	×
④	保育所等入所申込に関する確認・同意書	○	×
⑤	保育が必要な理由を証明する書類	×	○（必要な方1枚ずつ）
⑥	その他の必要な書類や手続き	×	○（該当する場合）

■ ⑤保育が必要な理由を証明する書類について

- 保育が必要な理由を証明する書類は、保護者の方それぞれの分が必要です。
- 18歳以上65歳未満の同居家族がいる場合は、利用調整（入所選考）の資料として使用しますので、保護者以外の同居者の証明書もご提出ください。提出がない場合は、保育可能な方と同居していると判断し、保育の必要性が低いとみなして減点とする場合があります。
- 以下表のように、該当する事由で必要となる書類が異なります。

保育を必要とする事由		必要書類
就労	居宅外労働	就労証明書
	自営業（自宅外自営、親族経営等の自営を含む。）	就労証明書※確定申告書、営業許可証、又は開業届など証明書類の写しの添付が必要です
	内職	内職証明書
出産前後		母子健康手帳の写し（父母の氏名と分娩予定日記載のページ）
傷病・障がい等	保護者の傷病	保育が必要である旨の記載がある傷病証明書又は診断書等
	障がい又は障がいに相当する場合	①手帳等の交付を受けている方 …身体障害者手帳等、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ②手帳等の交付を受けていない方…診断書
同居親族の介護・看護		介護・看護申立書及び介護又は看護が必要なことがわかる書類（診断書、要介護認定を受けているとわかる介護保険証の写し等）
求職活動		誓約書兼求職活動報告書
就学		在学時間が分かるもの（時間割等）及び在学の証明書（在学証明、学生証の写し等）
育児休業（在園児のみ適用）		育児休業証明書又は育児休業の取得期間が記載された就労証明書

- 万が一、保護者の方が証明書類を、証明者に無断で作成又は改変した場合は、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪により罰せられる可能性があります。

■ ⑥その他の必要な書類や手続き

下表に該当する場合のみ、世帯ごとに各証明書等が必要となります。

保護者(世帯)の状況等	必要な書類又は手続き
令和5年1月1日以前から 摂津市に住民登録がある方	令和5年度の市民税が摂津市で決定されていない (確定申告や年末調整等を行っておらず、配偶者 等の扶養にも入っていない)場合は、 <u>令和5年度 市民税(確定)申告</u> の手続きが必要です。
令和5年1月2日以降に 摂津市に住民登録された方	面談時にマイナンバー確認書類と本人確認書類 (次ページ参照)をご持参ください。
同居家族が右欄に該当する手帳等を お持ちの場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉 手帳又は特別児童扶養手当の受給証などの写し
生活保護の受給世帯	生活保護の受給証明書 ※生活支援課にて発行
認可外保育施設を利用中の場合※週4日以上	認可外保育施設等利用証明書
以下の施設に通う就学前のきょうだいがいる場合 ・企業主導型保育事業、特別支援学校(幼稚部)、 児童心理治療施設(通所部)、児童発達支援(医療 型・居宅訪問型含む)	在園(通園)証明書 ※在園(通園)している施設にて発行
別居のきょうだいがいる場合	別居世帯員申立書と、別居世帯員の住民票又は 身分証明書の写し ※保育料又は副食費の免除判定における多子計算 において、別居のきょうだいを算入するために 必要です。適用を希望しないときは不要です。
摂津市に転入予定の場合(※1)	転入が確定していることを証明する書類(転入先 住所又は地番が記載された契約書等の書類(契約 者及び住所(地番)が確認できる面))の写し
摂津市に住民登録があり、 摂津市外の保育所等の利用を希望する場合(※2)	必要書類①保育所等入所申込書の希望施設欄に、 摂津市外の保育所等を記載し、①~⑤までの 該当書類をそろえて、お申込みください。
摂津市外に居住中で摂津市に転入予定ではないが、 摂津市の保育所等への利用申込を希望する場合(※3)	住民登録のある市区町村でお申込みください。

※1 摂津市に転入予定の場合

- 利用希望日の前日までに摂津市に転入することが確定している場合に限り、摂津市民と同様の受付を行います。摂津市への転入が確定していることを証明する書類として、住居の売買契約書又は賃貸契約書等の写しを添付のうえ、直接摂津市へ申し込んでください。
- 利用希望日の前日までに摂津市内への居住が確認できないと、入所承諾の取消や退所になります。

※2 摂津市外の保育所等の利用を希望する場合

- 申込締切日やその他の必要書類等は、申込先の市区町村にご確認をお願いします。
- 利用可能期間は令和7年3月31日までとなります。令和7年度も引き続き利用を希望される場合は、令和7年度4月の入所申込が必要となります。
- 利用の可否については、摂津市ではなく、保育所等の所在地の市区町村が決定します。



※3 摂津市外に居住中で摂津市に転入予定ではないが、摂津市の保育所等への利用申込を希望する場合

- 申込締切日やその他の必要書類等は、住民登録のある市区町村にご確認をお願いします。
- 利用可能期間は令和7年3月31日までとなります。令和7年度も引き続き利用を希望される場合は、令和7年度4月の入所申込が必要となります。
- 入所選考の調整では、摂津市民が優先されます。

## 7. マイナンバー（個人番号）の届出

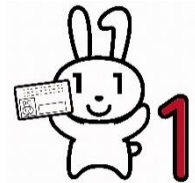
- 保育所・認定こども園等の利用に係る個人番号による情報連携について  
マイナンバーを届け出た場合、保育料の算定に必要な書類（課税証明書等）の提出を省略することができます。この場合は、下記のとおりマイナンバーの番号確認書類及び身元確認書類が必要です。面談時に持参してください。  
※ 書類の確認のみ行います。写しを提出していただく必要はありません。  
※ 代理人（配偶者を含みます。）が届出する場合は、委任状を提出してください（「保育料算定に係る個人番号の届出に関する一切の権限を委任する」旨を記載した委任状）。
- マイナンバー（個人番号）の届出に必要な書類  
個人番号を記載して申請書等を提出する場合、（1）正しい番号であることの確認（番号確認）と、（2）正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。

【次の（1）と（2）の両方の書類が必要です】

（1）番号確認としての届出書類

（ア）次のうちから1つ

- ・個人番号カード（番号の記載がある面の写し）
- ・個人番号が記載された住民票等の写し



（2）身元確認としての届出書類（「ア」と「イ」のいずれか一方）

（ア）次のうちから1つ

（顔写真つきの本人確認書類）

- ・個人番号カード（氏名等の記載がある面の写し）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・パスポート（旅券）
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・特別永住者証明書 等

（イ）次のうちから1つ

（顔写真のない本人確認書類）

- ・公的医療保険の被保険者証（健康保険証等）
- ・年金手帳や各種年金証書
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・公的扶助制度の受給者証（生活保護、医療費助成その他）
- ・本人名義の預金通帳
- ・民間企業の社員証
- ・各種学校の学生証 等

- マイナンバー（個人番号）による情報連携で課税状況の確認が出来ない場合  
転入前の市区町村での年末調整や確定申告等を行っておらず、マイナンバーによる情報連携で課税状況の確認ができない場合は、保育料の算定に必要な情報を取得できないため、最高額での算定となります。該当する方には個別に連絡させていただき、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

## 8. 産休・育休明け保育所等入所予約 （詳細は別途案内をご確認ください）

- 妊娠16週以上で、産休・育休予定の摂津市在住の方を対象に、4月1日の入所予約を受け付けています。
- 0歳児クラスへの入所となる（入所を希望する年度の4月1日時点の満年齢が1歳に達していない）児童に限ります（令和6年度0歳児クラスの年度途中での入園を希望される方は、この制度を利用できません。）。
- 実施施設について

子育て総合支援センター	とりかいこども園	千里丘愛育園
勝久寺保育園	わかば保育園	みなみせんりおか遊育園
がくえんちょう遊育園(※)	正雀ひかり園	せつつ遊育園
せつつあそびまち遊育園	つるのひまわり園	正雀愛育園
摂津さつき保育園	一津屋愛育園	鳥飼さつき園
摂津ひかり保育園	とりかい遊育園	とりかいひがし遊育園

(※)がくえんちょう遊育園はみなみせんりおか遊育園の分園です。

## 9. 入所前の健康診断

- 入所前に健康診断を受けていただきます。その結果、医師が児童の健康上入所を不相当と判断したときや伝染性疾患があるときなどは、入所をお断り又は延期することがあります。

## 10. 退所及び保育の実施の解除

- 市外への転出や保護者の退職などにより退所されるとき、又は児童の病気などで長期欠席されるときは、必ず事前に保育施設及びこども教育課へご連絡ください。
- 次のいずれかが判明したときは、入所中でも保育の実施を解除することがあります。
  - (1) 入所申込書類及び面談において、虚偽の記入又は申立があった場合
  - (2) 現に摂津市内に居住していない場合
  - (3) 世帯構成・退職など家庭状況の変更によって、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合

# 11. 令和6年度の保育料

令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育料は無償です。ただし、保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外のため、各園による実費負担へ移行しております。

令和6年度 保育所・認定こども園・小規模保育事業 保育料表（月額）

児童の属する世帯の階層区分				0歳児・1歳児・2歳児				第3子以降 及び 3歳以上児
				保育標準時間認定		保育短時間認定		
				第1子	第2子	第1子	第2子	
第1	A	被保護世帯等及び里親世帯		円 0	円 0	円 0	円 0	0
第2	B	A階層を除き、 非課税	均等割非課税世帯	0	0	0	0	
第3	C1		均等割課税世帯	9,000	4,500	8,800	4,400	
		ひとり親世帯等	3,600	0	3,500	0		
第3	C2	市町村民税の所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	11,500	5,750	11,300	5,650	
			ひとり親世帯等	4,700	0	4,600	0	
第4	D1	48,600円以上 60,000円未満	ひとり親世帯等	15,400	7,700	15,100	7,550	
			ひとり親世帯等	5,700	0	5,600	0	
	D2	60,000円以上 67,000円未満	ひとり親世帯等	19,000	9,500	18,600	9,300	
			ひとり親世帯等	6,800	0	6,700	0	
D3	67,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	23,000	11,500	22,600	11,300		
		ひとり親世帯等	8,000	0	7,850	0		
D4	77,101円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等	23,000	11,500	22,600	11,300		
		ひとり親世帯等	8,000	0	7,850	0		
第5	D5	97,000円以上 133,000円未満	31,700	15,850	31,100	15,550		
	D6	133,000円以上 169,000円未満	37,200	18,600	36,500	18,250		
第6	D7	169,000円以上 256,000円未満	45,800	22,900	45,000	22,500		
	D8	256,000円以上 301,000円未満	48,600	24,300	47,700	23,850		
第7	D9	301,000円以上 397,000円未満	55,800	27,900	54,800	27,400		
第8	D10	397,000円以上	63,000	31,500	61,900	30,950		

※市町村民税の課税額は、住宅取得控除、寄付金控除（ふるさと納税分を含む）、外国税額控除、株式等譲渡所得割額及び配当控除等の特別控除については、適用前のもので算定します。

※「被保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、小規模住居型児童養育事業を行う者です。

※「ひとり親世帯等」とは以下の世帯です。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる者がいる世帯

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 大阪府療育手帳に関する規則第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条第1項に規定する受給資格者

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

※保育料のほか、保育施設ごとに各種実費負担があります。

### ①保育料の切り替えについて

保育料算定の基礎となる課税年度切り替えは9月です（算定は4月と9月に行います）。  
令和6年4月から令和6年8月まで→令和5年度の市町村民税の課税額をもとに決定します。  
令和6年9月から令和7年3月まで→令和6年度の市町村民税の課税額をもとに決定します。

### ② 保育料の算定基礎について

父母の市町村民税額を基礎として保育料を決定します。ただし、父母の収入合計額が103万円未満で、同居の祖父母等いずれかの収入が300万円以上ある場合は、その祖父母等の方の市町村民税額をもとに算定を行います。この場合でも、本年の父母の3か月分の平均収入を勘案し、年間収入が103万円以上見込めるときは、父母の市町村民税額により算定することができる場合があります。該当される場合は、こども教育課へご相談ください。

### ③ 認定時間（保育標準時間認定と保育短時間認定）について

保育要件や就労時間等に応じて決定します。（「5. 保育時間」をご確認ください）認定時間の変更を希望する場合、以下の申出期限までに、こども教育課へご連絡ください（場合によっては書類の提出が必要なことがあります。）。

・毎月1日～20日までに申出があった場合は翌月から、21日～月末のお申出の場合は翌々月から変更可能です。

### ④第1子、第2子、第3子以降の適用（多子軽減）について

児童に兄弟がいる場合、児童が第2子の場合は保育料表の金額から半額、第3子以降の場合は無料となるなどの多子軽減があります。適用方法は、世帯の区分や市町村民税の状況に応じ、次のとおりです。

2号・3号認定のひとり親世帯等で、市町村民税所得割世帯課税額が77,101円未満の世帯  
2号・3号認定の上記以外の世帯で、市町村民税所得割世帯課税額が57,700円未満の世帯

⇒児童の兄弟として年齢制限はなく、年齢が高い順に第1子（全額）・第2子（半額）・第3子以降（無料）となります。兄弟については、児童の属する世帯と生計を一にすることなどの要件があります。別居の兄弟を含める場合は、「別居世帯員申立書」の提出が必要です。

2号・3号認定のひとり親世帯等で、市町村民税所得割世帯課税額が77,101円以上の世帯  
2号・3号認定の上記以外の世帯で、市町村民税所得割世帯課税額が57,700円以上の世帯

⇒児童の兄弟としては就学前までの年齢で、かつ下枠の算定対象施設を利用している児童の中で、年齢が高い順に第1子・第2子・第3子以降（無料）となります。

認可保育所・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等）、企業主導型保育事業、特別支援学校（幼稚部）、児童心理治療施設（通所部）、児童発達支援（医療型・居宅訪問型含む）

### ⑤保育料の変更について

・次のいずれかに該当する場合は、保育料が変更となる場合がありますので、こども教育課へご連絡ください。

（ア）～（ウ）は該当することとなった日の翌月分以降の保育料、（エ）は欠席した月分の保育料がその対象となります。なお、事後のご連絡である場合は、年度内に限り、遡って変更可能です。

（ア）所得の修正申告等により保育料決定の根拠となる年の市町村民税額に変更があるとき（税務署や市民税課で手続きされた場合でも、こども教育課に変更内容のご連絡がなければ、保育料を変更できないことがあります。）

（イ）婚姻・離婚・死別その他の事情により、世帯状況に変更があったとき

（ウ）地震等の被災により、被害規模が半壊以上の罹災証明書が発行されたとき

（エ）やむを得ず長期欠席した場合で、次のiとiiのいずれにも該当する場合

i. 児童の事故又は疾病等によること（診断書等の証明書類が必要です。）

ii. 15日以上連続して欠席すること

・失業・傷病等によって所得が著しく減少し、保育料の支払いが困難となったときは、申請により、申請月の翌月分から保育料が変更となる場合がありますので、こども教育課へご連絡ください。

・月途中の入退園があったときは、日割り計算により減額となる場合があります。

・緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないときは、日割り計算により減額となる場合があります。

### ⑥保育料の滞納について

保育料は必ず納期限までに納付してください。納期限までに納付がなく、督促後も納付が無い場合は、地方税の例により、勤務先への給与照会等の財産調査のうえ、滞納処分（財産の差し押さえ等）の対象となります。また、きょうだいの入所選考の際に、減点の対象になる場合があります。

## 1 2. 給食費（食材料費）

- 0歳児から2歳児の給食費は、保育料に含まれます。
- 3歳児から5歳児の給食費（食材料費）は、主食費（お米やパン）や副食費（おかずやおやつ）として、各園による実費徴収です（金額については、各園によって異なります）。
- 副食費の支払い免除について
  - 3歳児から5歳児で、次のいずれかに該当する場合、副食費の支払いが免除されます。
    - ① 第3子以降（多子カウント（きょうだい）の対象は、小学校就学前まで）
    - ② 年収約360万円未満相当世帯
      - ※ 具体的には、保育料の算定と同様の方法で、市町村民税の所得割課税額により判定します。
      - ※ ひとり親世帯等は77,101円未満、それ以外の世帯は57,700円未満の場合に免除対象です。
    - ③ 養育里親又は生活保護世帯等の被保護世帯
  - 保育料等決定通知書の「副食の提供費用の支払の免除の有無」欄にてお知らせします。

## 1 3. 実費徴収にかかる補足給付事業

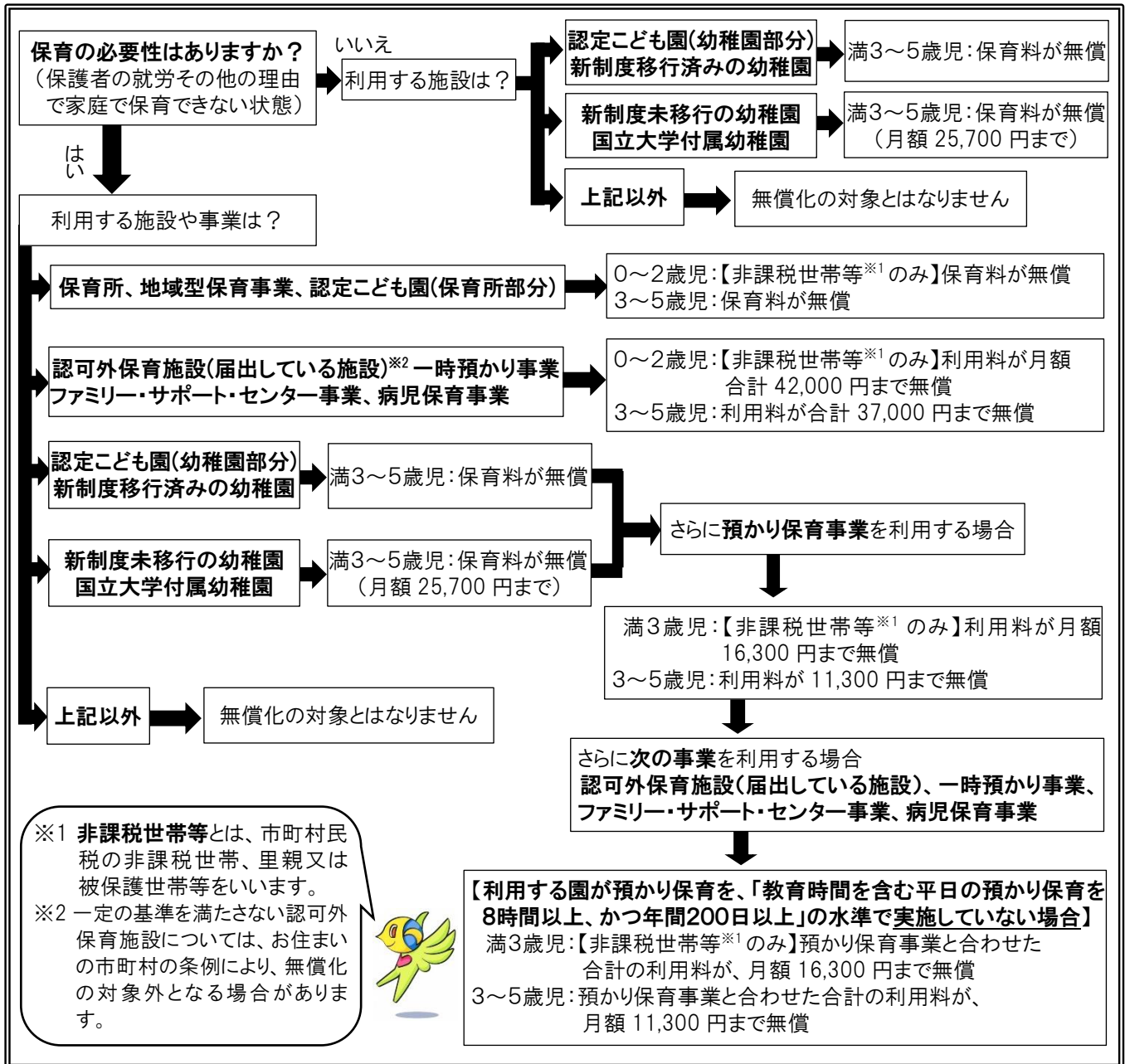
- 補助要件に該当する場合、保育所等における日用品・文房具等に要する費用に対して補助金を受けることができます。詳細については、こども教育課へお問い合わせください。

### 【補助対象者】

本市に居住する教育・保育給付認定保護者で、次のいずれかに該当する園児の保護者

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯
- ③ 収入その他状況を勘案し、①②のいずれかに準ずる者

# 1 4. 幼児教育・保育の無償化



- 保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所部分）の在園児は、その保育料について無償化の対象となるため、認可外保育施設やファミリー・サポート・センター事業などその他のサービスを併用する場合、それらは無償化の対象外です。
- 認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、預かり保育事業の無償化を受けるためには、別途、施設等利用給付の2号又は3号の認定を事前に受けていただく必要があります。申請方法等については、幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）についての案内をご覧ください。
- 保育所等を申し込み、入所選考の結果保留となった場合、上記の施設等利用給付認定に関する「みなし認定」の対象となる場合があります。該当する場合には案内文書を送付しますので、希望される場合はお手続きください。

## 15. 一時預かり

### ■ 一時預かりの利用について

- 仕事や通院、看護、冠婚葬祭などのために一時的に児童の保育ができないときや、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を緩和するための一時預かりを実施しています。
- 事前の登録・申込みが必要です。利用を希望される園に直接お問い合わせください。

### ■ 実施施設（各施設の連絡先につきましては、24ページをご参照ください。）

子育て総合支援センター	千里丘愛育園	せつつ遊育園
つるのひまわり園	正雀愛育園	一津屋愛育園
摂津ひかり保育園	とりかい遊育園	とりかいひがし遊育園
摂津ひかりにこにこ保育園		

## 16. 特別保育の実施

### ■ 病児・病後児保育について

- 就学前の「病気の回復期に至っていない子ども」や「病気の回復期であり、集団保育が困難な子ども」を対象に病児・病後児保育を2か所で実施しています。
- 利用には施設での登録が必要です。登録票・利用届出書等は実施施設・各保育施設・摂津市役所（こども教育課）にあります。
- 別途費用が必要です。

実施施設名	電話番号	住所
遊育園こどもクリニック (せつつあそびまち遊育園併設)	06-6382-0300	摂津市三島三丁目14-75
エキスポキッズ (吹田徳洲会病院7階)	06-6816-8873	吹田市千里丘西21-1

### ■ 病後児保育について

- 保育所等入所中の「病気の回復期であり、集団保育が困難な子ども」を対象に病後児保育を1園で実施しています。
- 利用には施設での登録が必要です。登録・申込用紙等は各保育施設・市役所にあります。
- 医師の意見書が必要です。

実施施設名	電話番号	住所
認定こども園摂津ひかり保育園	072-650-0123	摂津市鳥飼本町一丁目11-1

### ■ 休日保育について

- 保育所等に入所中の子どもを対象に、休日（日曜・祝日）に保護者の勤務等により家庭での保育が困難な場合、1園で休日保育を実施しています。
- 利用には施設での登録が必要です。登録・申込用紙等は各保育施設・市役所にあります。
- 利用申込は3日前までに連絡してください。

実施施設名	電話番号	住所
認定こども園せつつ遊育園	06-6382-0307	摂津市三島三丁目13-1

## 17. 小規模保育事業等の連携施設

- 以下のとおり、卒園児の受入れに関して連携施設が設定されています。
- 転園（入園）の手続き（通常の保育所等入所申込）をして頂くことで、連携先の施設に入所（園）することができますが、下記の通り定員等の条件があります。

### 【連携施設】

No	施設名	連携先
①	摂津ポッポ保育園正雀校	かおり幼稚園
②	摂津ポッポ保育園正雀校	摂津ポッポせんりおか保育園
	摂津ポッポ保育園香露園校	
③	せつつ遊育園分園 (せつつ遊育園0歳児クラス)	あとりえらば遊育園

- ※ ①について、かおり幼稚園への転園の手続きの詳細は、幼稚園へご確認ください。
- ※ ②について、各園から2名ずつ（園ごとに2名に満たない場合は、2園あわせて最大4名）が連携対象となり、希望者が多い場合は選考となります。
- ※ ③について、せつつ遊育園の0歳児はせつつ遊育園分園として運営されており、1歳児への進級時に自動的にせつつ遊育園（本園）へ転園することとなりますが、4月入所の一斉受付時にあとりえらば遊育園への転園の申込みをした場合、3名まで転園できるように、連携が設けられています。
- ※ 障がいや食物アレルギーのあるお子様や医療的な配慮が必要なお子様など、保育において支援が必要な場合は、連携先への転園ができない場合があります。申込前にこども教育課へご相談ください。

## 18. 企業主導型保育事業の利用

- 企業の従業員の子どもの保育を行う認可外の保育施設です（現在のところ、摂津市内にはありません。）。
- 利用申込先は、各施設です。
- 施設によっては地域枠の定員が設けられていますが、利用にあたっては市から保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、事前に「子どものための教育・保育給付認定申請書」と「保育が必要な理由を証明する書類」をご提出ください。詳細はP.4をご確認ください。



## 19. その他

- 以下の保育施設に変更の予定があります。

施設名	時期	内容
とりかいこども園	令和5年以降	とりかいこども園は、令和5年度以降、現地において園舎の建替えを行います。可能な限り騒音、振動の発生を軽減し工事を行う予定です。
わかば保育園	令和6年4月	運営場所の変更 (変更前) 庄屋2丁目4-28 (変更後) 千里丘東5丁目12-6-1
	令和6年4月	定員の変更 (変更前) 30人 (変更後) 60人

※上記は現時点の予定のため、時期や内容が異なる場合がございます。

## 20. 入所申込でよくあるご質問

(※父母等の続柄は、入所希望児童からみた続柄で記載しています。)

### 【入所要件】

- ① 保育所等への入所に必要な子どものための教育・保育給付認定とは何ですか？  
→就学前の子どもの教育の希望や保育の必要性を認定する仕組みで、平成27年度に開始した子ども・子育て支援制度により創設されました。新制度の枠組の施設（保育所・認定こども園・地域型保育事業、幼稚園などの認可施設）を利用するには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定事由については、就労等があります。また、保育所等の利用可能時間が1日最大11時間の保育標準時間認定と1日最大8時間の保育短時間認定に分かれます。
- ② 両親の就労で入所を希望しています。勤務時間などによって入所できない場合はありますか？  
→あります。保育の必要性の認定を受けるためには、月64時間以上の就労が必要です。
- ③ 祖父母と同居しています。就労証明書等は必要ですか？  
→18歳以上65歳未満の同居家族がいて、その方の就労証明書等の書類の提出が無い場合は、入所の選考の際に減点の対象となります。祖父母だけでなく、きょうだい・おじ・おば等であっても同様です。学生の方は質問⑧の回答をご覧ください。
- ④ 自営業の場合、どのような証明書が必要ですか？  
→「就労証明書」をお使いください。「5.雇用の形態」の欄で、「自営業主」「自営業専従者」「家族従事者」のうち該当するものをチェックしてください。また、就労証明書のほかに「確定申告書、営業許可書、開業届」等、自営業であることを証明する書類の写しを提出してください。
- ⑤ 母親の病気の要件で保育所等に入所希望ですが、どのような証明書が必要ですか？  
→医師に「傷病証明書」を記入してもらってください。なお、「児童の保育ができない」旨の記載が必要です。
- ⑥ 祖父母の看護の要件で保育所等に入所希望ですが、どのような証明書が必要ですか？  
→ご自身で「介護・看護申立書」を記入し、内容の確認できる書類（介護保険証のコピー、障害者手帳等のコピーや医師の診断書等）を添付してください。

- ⑦ 派遣社員として、勤めていますが、派遣元又は派遣先のどちらの証明が必要ですか？  
→派遣元に就労証明書を記入してもらってください。ただし、勤務先・勤務時間等については、派遣先の内容を記入してもらってください。
- ⑧ 複数の会社で働いていますが、全ての会社の就労証明書が必要ですか？  
→必要です。全ての会社の就労証明書をご提出ください。ただし、父母以外の同居家族については、月 64 時間以上の就労又は就学を確認できれば、全てでなくても差しつかえありません。
- ⑨ 職業訓練学校、専門学校等に通っていますが、どのような証明書が必要ですか？  
→学校在籍証明又は学生証のコピーをご提出ください。また、在学時間がわかる時間割、年間（月間）スケジュールも併せてご提出ください。保育の必要性の認定には、月 64 時間以上の在学時間が必要です。保育短時間認定、保育標準時間認定については、就労の場合と同様の条件となります。在学時間が月 64 時間を下回る場合は不十分となります。その場合、在学時間とあわせて月 64 時間以上となる就労を行っているときは就労証明書を、就職活動を行っているときは誓約書兼求職活動報告書をあわせてご提出いただき、その他のご事情の場合は、こども教育課までお問い合わせください。
- ⑩ 就労時間が不規則ですが、どのように記入すればいいですか？  
→月間の合計時間を記載してください。必ず休憩時間を含めてください。
- ⑪ 父親が単身赴任中ですが、父親の就労証明書等は必要ですか？  
→必要です。就労証明書中に単身赴任に関する部分がありますので記入してもらってください。
- ⑫ 他市へ転出します。転出先の保育所等へ入所を希望する場合、どのように申込みすればよいですか？  
→転出前であれば、摂津市へお申込みいただけます。その際、申込書に希望する転出先の保育所等を記載してください。ただし、自治体によっては転入前でも直接申し込める場合があり、入所選考における優先順位に関わることがありますので、転出先の保育担当課へお尋ねください。
- ⑬ 3月から認可外保育施設を使う予定ですが、10月に行う4月入所の申込には加点されますか？  
→加点されません。ただし、申込時に週4日以上の実績が記載された「認可外保育施設等利用証明書」を提出されますと加点の対象となります。

#### 【保育料】

- ⑭ 保育料はどのように決定されるのですか？  
→9ページに記載の保育料表に基づき、世帯の所得の階層区分や児童の年齢、きょうだいの状況等により決定します。なお、4月から8月は前年度市町村民税、9月から3月は当該年度の市町村民税が算定基礎となるため、9月に保育料が変更されます。  
※令和6年4月から8月の保育料は令和5年度の市町村民税、令和6年9月から令和7年3月の保育料は令和6年度の市町村民税が算定基礎となります。
- ⑮ 母親が父親の配偶者控除の対象となっている場合でも、母親の市町村民税の申告が必要ですか？  
→配偶者控除の対象であっても、母親に一定以上の所得があるときは市町村民税が課税される場合があります。母親が非課税となる場合は申告不要です。
- ⑯ どのような場合に市町村民税の申告が必要ですか？  
→勤務先で年末調整を行っている場合や、所得税の確定申告を行っている場合は不要です。所得が無い場合や年末調整や確定申告の対象となっていない場合や、何らかの理由で所得があるにも関わらず年末調整や確定申告がお済でない場合は、市役所市民税課にお問い合わせのうえ、確定申告もしくは市町村民税の申告を行ってください。

- ⑰ 父親と別居しており離婚に向けて調停中ですが、父親は保育料算定の対象となりますか？  
→婚姻関係にある場合、保育料算定の対象となります。ただし、住民票上でも別居し、調停開始の呼び出し状等の提出があり、ひとり親家庭とみなされた場合は算定対象となりません。
- ⑱ 祖父母と同居していますが、祖父母は保育料の算定対象となりますか？  
→父母合わせて年収が103万円未満の場合、同居している祖父母等のいずれかに300万円以上収入があれば、その方の市町村民税で保育料を算定する場合があります。  
詳しくは、こども教育課までお問い合わせください。

【その他】

- ⑲ 育休復帰が5月1日ですが、4月1日付の入所の希望はできますか？  
→可能です。入所日から1か月以内に復帰してください。  
ただし、4月1日入所の関してはゴールデンウィーク明けでも結構です。
- ⑳ 現在、3歳児クラスで副食費が免除されていますが、卒園まで免除されますか？  
→毎年4月と9月に免除判定をしますので、課税額の増減により、途中から免除の対象ではなくなることもあります。反対に、途中から免除対象になることもあります。

※その他の「よくある質問」についてはホームページにも掲載しております。  
右下のQRコードから該当ページを開くことができます。あわせてご覧ください。



# 21. 記入例

## ① 保育所等入所申込書

### ■ 表面

様式第1号

### 保育所等入所申込書（兼保育児童台帳）

令和 5年 10月 6日

摂津市長様

保護者住所 摂津市 **三島1丁目1番1号**

ふりがな **せつ たろう**

保護者名 **摂津 太郎**

自宅電話 **06-6383-1111**

携帯電話（父） **090-XXXX-XXXX**

（母） **080-0000-0000**

保育所等への入所を次のとおり申し込みます。

入所希望の名称	第1希望	××保育園	第2希望	△△園	第3希望	□□園
	第4希望	〇〇園	第5希望	◇◇保育園	第6希望	
	第7希望以降					

氏名	続柄	生年月日	保育所、勤務先、学校等
ふりがな <b>せつ じろう</b> <b>摂津 次郎</b>	本人	H R 5・4・2	新規 入所中⇒
ふりがな <b>せつ たろう</b> <b>摂津 太郎</b>	父	H S 2・5・5	勤務先名 <b>〇〇銀行</b>
ふりがな <b>せつ はなこ</b> <b>摂津 花子</b>	母	H S 3・8・11	勤務先名 <b>〇〇株式会社</b>
ふりがな <b>せつ さくらこ</b> <b>摂津 桜子</b>	姉	H S 3・11・3	<b>〇〇保育園</b>
ふりがな <b>せつ しょういちろう</b> <b>摂津 昭一郎</b>	祖父	H S 36・12・6	<b>〇〇工務店</b>
ふりがな <b>せつ はなよ</b> <b>摂津 花代</b>	祖母	H S 31・2・11	
ふりがな		H S . .	

保育の利用を希望する期間 令和 6年 4月 1日から（**就学前**）・令和 年 月 日）まで

保育の利用を必要とする理由（該当する□に✓印を記入してください。）

就労 出産前後 傷病・障害等 介護・看護 災害復旧 求職活動 就学 その他（ ）

【具体的な状況】

**父母及び祖父は就労のため日中家におらず、祖母は持病があり保育ができない状況にある。**

**また、職場が遠く通勤時間が長いため、長時間開所している園を希望する。**

⇒ 続いて裏面もご記入ください

保育料等認定欄（この欄以下は、記入しないでください。）

令和4年度	対象者	令和5年度市町村民税		令和5年度市町村民税	
		当初決定		修正分	
		非・均・所	非・均・所	非・均・所	非・均・所
	父	非・均・所	非・均・所	非・均・所	非・均・所
	母	非・均・所	非・均・所	非・均・所	非・均・所
	合計	非・均・所	非・均・所	非・均・所	非・均・所

適用年月日	児童順位	負担	国階層	市階層	クラス	保育必要量	減免区分	保育料	副食費免除	認定日
. .	/	全・半・無	第		歳児	標準・短	独親・生保・障害・寡婦		有・無	. .
. .	/	全・半・無	第		歳児	標準・短	独親・生保・障害・寡婦		有・無	. .
. .	/	全・半・無	第		歳児	標準・短	独親・生保・障害・寡婦		有・無	. .
. .	/	全・半・無	第		歳児	標準・短	独親・生保・障害・寡婦		有・無	. .
. .	/	全・半・無	第		歳児	標準・短	独親・生保・障害・寡婦		有・無	. .

転入予定者は転入先の摂津市の住所を記入してください。また、選考結果等の通知を送付するための、転入前の住所と転入予定日を余白に記入してください。

第7希望以降の保育所等がある場合は続けて記入してください。入りきらない場合は枠外に記入してください。

同居する家族・同居者も漏れなく記入してください（住民票の世帯に関わらず、実態として同居されている方）。

生計を一にする別居中の家族についても記入してください。

18歳以上65歳未満の同居家族・同居者がおられる場合は、同居者の保育が必要な事由の証明書も提出してください。

■ 裏面

1. (きょうだい同時申込の方のみ回答) 兄弟姉妹が同時に入所申込した時の希望について

**入所案内冊子を見ながら、回答を記載してください。**  
**(質問が入所案内にありますので、入所案内をご用意ください。)**

・入所案内冊子の質問に沿って選んだ回答を書き写してください。  
 (Q1～Q5には①～⑩、Q6にはA～F3の記号を記載してください。)

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6
②	—	⑥	⑦	⑪	F1

・Q1で②を選んだ方(きょうだいが別々の時期に入園する可能性がある場合)は、  
 利用できない児童の保育手段を選んでください。  
 (親族が保育・職場に連れていく・認可外保育施設や一時預かり等を利用する)  
 (その他( ) )

1. は申込み児童が複数いるときのみ記入してください。

2. 祖父母の状況(別居の場合のみ記入)※同居の場合はお母の同居の家族欄に記入

	続柄	状況	氏名		住所		
			他界の場合、記入不要		他界の場合、記入不要		
祖父母	父方	祖父	就労・療養・他界・疎遠 その他( )	( 歳)		TEL( - - )	
		祖母	就労・療養・他界・疎遠 その他( )	( 歳)		TEL( - - )	
	母方	祖父	就労・療養・他界・疎遠 その他( )	高槻 三郎	(60歳)	高槻市001丁B1-1	TEL( - - )
		祖母	就労・療養・他界・疎遠 その他( )	高槻 月世	(59歳)	同上	TEL( - - )

3. 世帯の状況(該当するものに☑)

生活保護世帯(昭和/平成/令和 年 月 日から) → 生活保護受給証明書をご提出ください

母子・父子世帯(離婚・死別・未婚) → 児童扶養手当の受給 有 無

同居家族が障がい者手帳または療育手帳を持っている → 該当する手帳の写しをご提出ください。

上記以外の世帯(上の3つに該当なし)

各種証明書の写し等の提出が必要です。必ずいずれかに☑を記入してください。

4. 住民登録(該当するものに☑)

	父 親	母 親
令和5年1月1日現在の住民登録地	<input type="checkbox"/> 摂津市 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市区町村(吹田市)	<input type="checkbox"/> 摂津市 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市区町村(吹田市)
令和6年1月1日現在の住民登録地	<input checked="" type="checkbox"/> 摂津市 <input type="checkbox"/> 他の市区町村( )	<input checked="" type="checkbox"/> 摂津市 <input type="checkbox"/> 他の市区町村( )

令和4年1月2日以降に摂津市に住民登録された方は、面談時にマイナンバー確認書類と本人確認書類が必要です。

5. 新規申込児の現状(該当するものに☑)

母(父)親が産休・育休中  母(父)親が保育  祖父母等の親族が保育

個人に委託(委託先: )

保育施設を利用中(施設名: )  
 →(転園の理由: 希望施設への転園・転居・小規模卒・認可外施設からの転園・その他)

その他( )

6. 障害児保育の支援について(入所案内冊子をご確認いただき、該当するものに☑)

希望しない  希望する

転園の場合は保育施設名を記入してください。

保育所等入所申込書（兼保育台帳）の  
「きょうだいが入所申込した時の希望について」の選び方



Q1～Q5の選択肢をそれぞれ選び、下の組み合わせからアルファベットのきょうだい条件を、保育所等入所申込書（兼保育台帳）の裏面に記載してください（また、22ページもあわせてご確認ください）。

Q1. きょうだいの入所タイミングは？（注1）→解説は22ページへ

①ゼットイ同時！ →Q2へ	②同時じゃなくても大丈夫。 →Q3へ
------------------	-----------------------

選んだ番号  
を記入  
→

A.

Q2. (Q1で①を選んだ方のみ) 園は同じがいい？別々でもいい？

③同じ園のみ！ →Q6へ	④別の園でも大丈夫。 →Q3へ
-----------------	--------------------



A.

(Q1で①を選んだ方のみ)

Q3. 園を選ぶのに重視するのは？（注2）

⑤希望順位が低くても同じ園に入りたい。 →(⑤⑥どちらを選んでも) Q1で①を選んだ場合→Q6へ →(⑤⑥どちらを選んでも) Q1で②を選んだ場合→Q4、Q5へ	⑥別々になったとしても、希望園を優先する。
----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------



A.

Q4. (Q1で②「同時じゃなくても大丈夫」を選んだ場合) きょうだいの優先順は？（注3）

⑦上の子から！	⑧下の子から！	⑨どっちでも
---------	---------	--------

→どれを選んでも、Q5へ



A.

(Q1で②を選んだ方のみ)

Q5. (Q4のつづき) ひとりが入所できる場合に、もうひとりとは・・・（注4）

⑩同じ園に行けると しか入所希望しない	⑪別の園でも入れるなら 入りたい！
------------------------	----------------------



A.

(Q1で②を選んだ方のみ)



Q6. それぞれの質問で選択した番号の組み合わせを選択してください。

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	こたえ
①	③				→ A
①	④	⑤			→ B1
①	④	⑥			→ B2
②	-	⑤	⑦	⑩	→ C1
②	-	⑤	⑧	⑩	→ C2
②	-	⑤	⑨	⑩	→ C3

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	こたえ
②	-	⑤	⑦	⑩	→ D1
②	-	⑤	⑧	⑩	→ D2
②	-	⑤	⑨	⑩	→ D3
②	-	⑥	⑦	⑩	→ E1
②	-	⑥	⑧	⑩	→ E2
②	-	⑥	⑨	⑩	→ E3

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	こたえ
②	-	⑥	⑦	⑩	→ F1
②	-	⑥	⑧	⑩	→ F2
②	-	⑥	⑨	⑩	→ F3

それぞれのパターンの選考の仕方を次ページに掲載しています。



A～F3から選んでね

A.



Q1～Q6の答えを、保育所等入所申込書（兼保育台帳）の裏面に書き写してください。

■きょうだい選考パターン

①、②～は選考の順序を表します。一人ずつ選考を行い、①が無理なら②、②が無理なら③の順で選考します。  
それぞれのパターンで最後まで選考し、無理であれば待機となります。（例）**鳥飼** 太字と下線が内定する園を表します。

**A**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	同時に「鳥飼」に行けるよう選考 →どちらか一方でも無理なら次に「別府」を選考（＝同時同園）
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	

---

**B1**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	このマークは上の子と下の子の選考園が逆になる可能性もあることを指します。以下同様。	③ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 <b>鳥飼</b> 別府		上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>		下 <b>鳥飼</b> 別府

【同時同園を選考→無理なら別園で選考】

↑③でこうなる可能性もある

---

**B2**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>

【きょうだい各々希望順の高い施設から選考し、ともにどこかに入所できる場合のみ選考】

---

**C1**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【同時同園を選考→上の子のみ入所できる場合のみ選考】→次の選考から下の子は同園のみで選考

---

**C2**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>

【同時同園を選考→下の子のみ入所できる場合のみ選考】→次の選考から上の子は同園のみで選考

---

**C3**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【同時同園を選考→きょうだいどちらかひとりでも入所できる場合は選考】→次の選考から同園のみで選考

---

**D1**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望	⑤ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【同時同園を選考→上の子が入所することを優先し、下の子は別園でも選考】→次の選考から下の子は同園→別園で選考

---

**D2**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望	⑤ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【同時同園を選考→下の子が入所することを優先し、上の子は別園でも選考】→次の選考から上の子は同園→別園で選考

---

**D3**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望	④-1 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【同時同園を選考→同時別園→どちらかひとりでも入所できる場合の順に選考】→次の選考から同園→別園で選考

---

**E1**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【上の子が希望順高い園への入所を優先し、下の子は同園のみ選考】→次の選考からも下の子は同園のみで選考

---

**E2**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【下の子が希望順高い園への入所を優先し、上の子は同園のみ選考】→次の選考からも上の子は同園のみで選考

---

**E3**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【どちらの子でも希望順高い園への入所を優先し、一方の子は同園のみ選考】→次の選考から同園のみで選考

---

**F1**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望	⑤ 第1希望 第2希望	⑥ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【上の子が希望順高い園への入所を優先し、下の子は別園でも選考】→次の選考から下の子は同園→別園で選考

---

**F2**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望	⑤ 第1希望 第2希望	⑥ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 <b>鳥飼</b> 別府	下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【下の子が希望順高い園への入所を優先し、上の子は別園でも選考】→次の選考から上の子は同園→別園で選考

---

**F3**

① 第1希望 第2希望	② 第1希望 第2希望	③ 第1希望 第2希望	④ 第1希望 第2希望	⑤ 第1希望 第2希望
上 <b>鳥飼</b> 別府	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 <b>鳥飼</b> 別府	上 鳥飼 <b>別府</b>	上 鳥飼 <b>別府</b>
下 <b>鳥飼</b> 別府	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>	下 鳥飼 <b>別府</b>

【両方もしくはどちらかが希望順高い園への入所を優先し、一方の子は別園でも選考】→次の選考から同園→別園で選考

■20・21 ページのきょうだい条件の解説

(注1) Q1, 2について

きょうだい二人が同時に入所できない場合でも、ひとりが入所するのであれば、就労や傷病など、保護者の保育事由が必要となります（育児休業中の方は復職する必要があります）。

この場合、もうひとりのお子様の預け先を確保していただく必要があります。預け先は認可外保育施設や一時預かり等の利用、職場に連れていく、親族に預ける、などの方法が考えられます（申込書に必ず記載してください。）。

(注2) Q3について

⑤を選んだ場合は、希望の低い園であっても、きょうだいと同じ園に入れる場合には選考します。

⑥を選ぶ場合は、「どうしても特定の園に行きたい」という場合が考えられます。その場合は、別の園に入ったもう一人のお子様について、入所後に転園申込みすることが考えられます（一旦内定した場合、転園申込みは入所後にしかできません。）。

(注3) Q4について

きょうだいの優先順について、例えば「上の子から」を選択した場合は、上の子がどの園にも決まらなかった場合は、下の子も待機となります。

(注4) Q5について

今回の選考でひとりだけ入所できるとなった場合に、⑩を選ぶと、今回もうひとりのお様が同園に入所が無理な場合は、次の選考にまわります。⑪を選ぶと、今回の選考で別の園に入れる可能性があります。無理なら次の選考にまわりますが、この時も同じ園が無理な場合は、別の園でも選考します。



② 子どものための教育・保育給付認定申請書

様式第1号  
子どものための教育・保育給付認定申請書  
令和 5年10月 6日

摂津市長 様

保護者	居住地 〒566-0022 摂津市 三島1-1-1	氏名 摂津 太郎	生年月日 S(H) 2年5月5日
連絡先	自宅 06-6383-1111	携帯(父) 090-XXXX-XXXX	携帯(母) 080-0000-0000

次のとおり、教育・保育給付認定及び支給認定証の交付を申請します。  
また、担当職員が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した保育料及び副食の提供費用の支払の免除に関する事項を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請者の氏名	生年月日	保護者との続柄	個人番号
摂津 次郎	H(R) 5年4月2日	子	0000

希望する認定区分（希望するものの□に✓印を記入してください。）

1号（入園時の子どもの年齢が3歳以上で認定こども園又は幼稚園での教育を希望する認定こども園・幼稚園の名称：  
（注意）1号認定を希望する場合は、別途、各認定こども園・幼稚園に入園の申込みを行います。）

2号又は3号（入園時の子どもの年齢が0歳以上で認定こども園又は保育所等での教育を希望する場合は、別途、市に保育の利用の申込みを行います。）

認定を希望する期間 令和 6年 4月 1日か(就学前)・令和 年

※保育を希望する場合の認定区分は、3歳以上の子どもは「2号」、3歳未満の子どもは「3号」を希望する。

① 世帯の状況 ※申請の対象となる子ども以外の両親、生計を一にする家族及び同居家族

氏名	対象子どもとの続柄	個人番号	職業
摂津 太郎	父	00000000000000000000 T・S・H・R 2年5月5日	〇〇銀行
摂津 花子	母	00000000000000000000 T・S・H・R 3年8月11日	〇〇株式会社
摂津 桜子	姉	00000000000000000000 H(R) 3年11月3日	〇〇保育園
摂津 昭一郎	祖父	00000000000000000000 T・S・H・R 36年12月	〇〇T務店
摂津 花代	祖母	00000000000000000000 T・S・H・R 31年2月11日	
		T・S・H・R 年 月 日	

生活保護等の適用 なし あり（ 年 月 日保護等開始） 保護者が小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に該当しますか

② 世帯の状況及び保育を必要とする理由 ※「希望する認定区分」の欄で「2号又は3号」の□に✓印をつけた場合のみ記入してください。

ひとり親世帯に該当しますか	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する	離婚( 年 月 日離婚) <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他( )	在宅障害児(者)の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
申請の対象となる子どもとの続柄	保育を必要とする理由			
父・母・その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産前後 <input type="checkbox"/> 傷病・障害等 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 水難災害 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( )			
父・母・その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産前後 <input type="checkbox"/> 傷病・障害等 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 水難災害 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( )			

保育を希望する時間 8時30分から 18時30分まで ※保育を必要とする理由が就労の場合（通勤時間を含む）

希望する保育時間 保育標準時間 保育短時間

就労の場合、1か月の就労時間（通勤時間を含む。）  
父：1か月 約（ 190 ）時間  
母：1か月 約（ 185 ）時間

備考 保護者が法人である場合は、「居住地」の欄には主たる事務所の所在地及び当該申請に係る子どもの居住地、「氏名」の欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

令和5年1月2日以降に摂津市に住民登録された方は個人番号を記入ください。また、面談時にマイナンバー確認書類と本人確認書類の確認が必要です。

保育所等入所申込書（兼保育児童台帳）の世帯の状況欄と同じ家族・同居者を記入してください。

就労時間等によっては希望する保育時間の認定ができない場合があります。

## 22. 保育施設一覧表

区分	種別	施設名	保育年齢	予定定員	開所時間	所在地	電話
公立	認定こども園	子育て総合支援センター	産休明けから	130	午前7時～午後8時	千里丘東一丁目16-2	072 631-9428
		べふこども園	産休明けから	60	午前7時～午後7時	東別府五丁目1-13	06 6349-5500
		とりかいこども園	産休明けから	90	午前7時～午後7時	鳥飼西三丁目1-2	072 654-5960
私立	保育所	摂津ポッポせんりおか保育園	産休明けから	45	午前7時～午後7時	千里丘東二丁目9-23	072 657-7207
		勝久寺保育園	5ヵ月から	70	午前7時～午後7時	千里丘東三丁目4-5	072 622-6070
		ポポラ一大阪南千里丘園	6ヵ月から	30	午前7時～午後8時	南千里丘6-37	06 6317-1090
		わかば保育園	産休明けから	60	午前7時～午後7時	千里丘東五丁目12-6-1	06 6319-1229
		摂津さつき保育園	6ヵ月から	90	午前7時～午後7時	南別府町7-1	06 6349-7151
		摂津ひかりにこにこ保育園	6ヵ月から	90	午前7時～午後7時	鳥飼八防二丁目6-11	072 654-2255
	認定こども園	認定こども園千里丘愛育園	産休明けから	210	午前7時～午後7時30分	千里丘三丁目16-7	06 6387-7172
		認定こども園KENTOひまわり園	産休明けから	150	午前7時～午後7時	千里丘七丁目3-7	06 6192-9117
		認定こども園みなみせんりおか遊育園	産休明けから	100	午前7時～午後7時	南千里丘4-35	06 6317-2466
		認定こども園みなみせんりおか遊育園分園	産休明けから	20	午前7時～午後7時	学園町一丁目2-33	072 665-9125
		認定こども園正雀ひかり園	産休明けから	165	午前7時～午後8時	正雀一丁目1-7	06 6317-3008
		認定こども園せつつあそびまち遊育園	6ヵ月から	90	午前7時30分～午後6時30分	三島三丁目14-75	06 6383-4000
		認定こども園せつつ遊育園	産休明けから	150	午前7時～午後7時	三島三丁目15-2(0歳) 三島三丁目13-1(1～5歳)	06 6382-0307
		認定こども園あとらえらぼ遊育園	1歳児から	30	午前7時～午後7時	三島三丁目13-2	06 6382-0322
		認定こども園つるのひまわり園	6ヵ月から	100	午前7時～午後7時	鶴野二丁目7-16	072 632-1115
		認定こども園正雀愛育園	産休明けから	150	午前7時～午後7時30分	正雀四丁目12-23	06 6382-2600
		認定こども園一津屋愛育園	産休明けから	120	午前7時～午後7時30分	一津屋一丁目37-9	06 6340-2107
		認定こども園鳥飼さつき園	6ヵ月から	170	午前7時～午後7時	鳥飼野々二丁目3-1	072 654-1466
		認定こども園こどもの杜藤森学園	11ヵ月から	60	午前7時30分～午後7時	鳥飼西二丁目1-1	072 654-5767
		認定こども園摂津ひかり保育園	産休明けから	90	午前7時～午後7時30分	鳥飼本町一丁目11-1	072 650-0123
		認定こども園とりかい遊育園	産休明けから	40	午前7時～午後7時	鳥飼中一丁目20-1	072 654-5093
		認定こども園とりかいひがし遊育園	産休明けから	90	午前7時～午後7時	鳥飼上三丁目2-25	072 654-8041
		認定こども園とりかいひがし遊育園分園	1歳児から	10	午前7時30分～午後6時30分	南千里丘1-34-1F	06 6317-0115
		認定こども園たいしょうがわ遊育園	2歳児まで				
	小規模保育事業	こどもな一と千里丘保育園	6ヵ月から2歳児まで	19	午前7時30分～午後6時30分	千里丘東三丁目7-27-101	072 627-5210
		こどもな一と摂津保育園	6ヵ月から2歳児まで	12	午前7時30分～午後6時30分	千里丘東三丁目1-25-1A	072 620-9290
		摂津ポッポ保育園 香露園校	6ヵ月から2歳児まで	15	午前7時30分～午後7時	香露園1-37-1F	072 657-6670
摂津ポッポ保育園 正雀校		6ヵ月から2歳児まで	19	午前7時30分～午後7時	正雀二丁目13-22-101	06 6318-0108	
こどもな一と正雀保育園		6ヵ月から2歳児まで	19	午前7時30分～午後6時30分	正雀本町一丁目27-22-101	06 6319-2250	

